

第1章 事業計画の概要

1-1 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

名 称：枚方京田辺環境施設組合
代 表 者 の 氏 名：枚方京田辺環境施設組合管理者 石井 明三
主たる事務所の所在地：大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

1-2 第一種事業の名称

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業

1-3 第一種事業の目的及び内容

1-3-1 第一種事業の目的

枚方市では、平成20年12月稼働の東部清掃工場と昭和63年3月稼働の穂谷川清掃工場第3プラントの2所体制でごみ処理を行ってきた。その内、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備が老朽化し、運転停止などにおよぶ故障も発生するなど、ごみ処理に支障が出始めてきていることから、将来のごみ処理体制を見通しながら新たなごみ処理施設の整備が喫緊の課題であった。

また、京田辺市でも、昭和61年12月稼働の環境衛生センター甘南備園（以下、「甘南備園」とする。）焼却施設の経年的な老朽化が進行し、現在の施設に代わる後継施設の計画が必要となっていた。

このような状況のもと、両市ともに将来のごみ処理施設の在り方について検討を進める中、両市間では、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援を行うために「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を平成21年10月7日に締結し、ごみ処理に関して連携を図ってきた経緯もあり、平成26年1月に京田辺市から枚方市へ可燃ごみの広域処理の可能性についての協議の申入れが行われ、両市において協議を進めることとなった。

その結果、それぞれの市において平成26年12月に可燃ごみの広域処理を視野に入れた「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するとともに、枚方市長及び京田辺市長の間で「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」が締結され、新たなごみ処理施設として「可燃ごみ広域処理施設」を共同で建設し、ごみ処理を行うこととなった。

その後、可燃ごみ広域処理施設の整備は、一部事務組合方式で進めることとし、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け、「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

以上の経緯を踏まえ、本事業は、当組合において、枚方市と京田辺市との可燃ごみ広域処理施設の平成35年度稼働を目指し、整備を行うものである。

1-3-2 第一種事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物焼却施設の設置の事業

(2) 対象事業の規模

一般廃棄物処理能力：168t/日 [7t/時間] × 1炉

（うち可燃ごみ量（平常時）156t/日、災害廃棄物（可燃ごみ）12t/日）

(3) 事業実施想定区域の位置

京都府京田辺市田辺ボケ谷地内（図 1-3.1及び図 1-3.2）

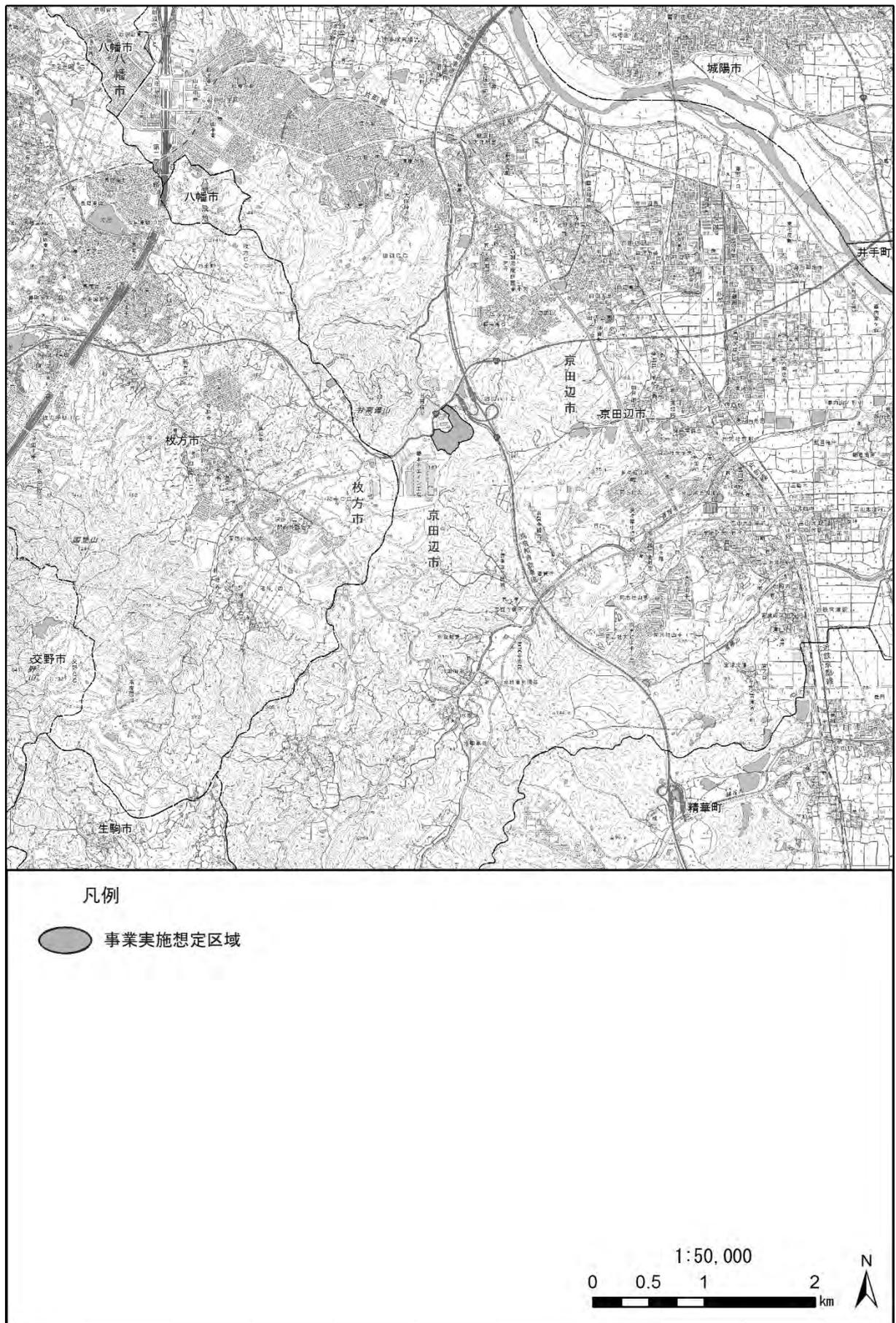


図 1-3.1 事業実施想定区域位置図 (広域図)

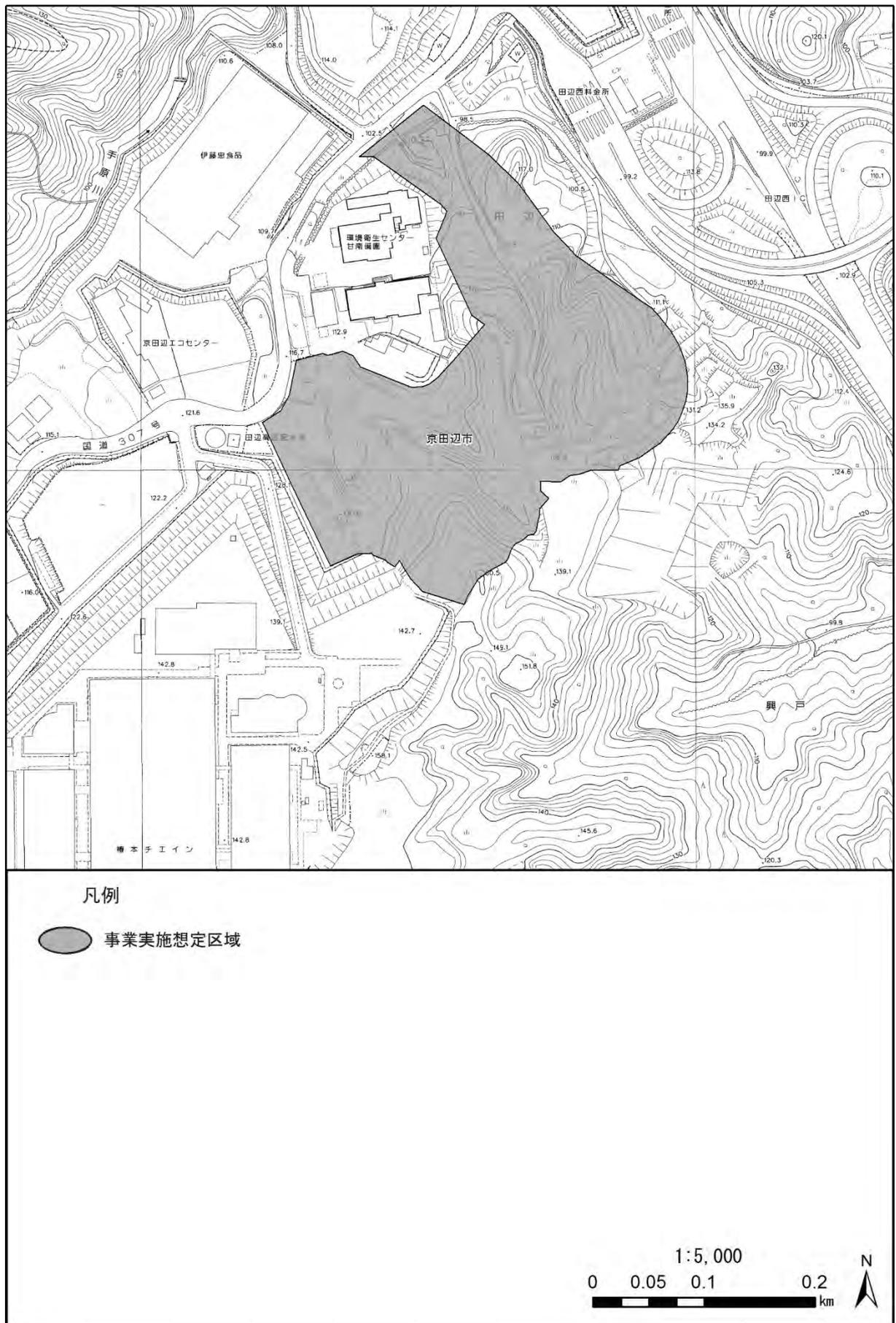


図 1-3.2 事業実施想定区域位置図 (拡大図)

(4) 複数案の策定に至った検討の状況

1) 国及び府によるごみ処理広域化の推進

国は、ダイオキシン類対策等適正処理の推進に向け、平成9年に「ごみ処理広域化計画について」（平成9年5月28日衛環第173号厚生省環境整備課長通知）を都道府県に通知した。

こうした国の方針に従い、大阪府では、「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、大阪府）を策定し、焼却残さの高度処理対策、マテリアルリサイクル及びサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減などの観点から広域処理を推進するために、府域に6つの広域ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）を設定しており、枚方市は、寝屋川市、交野市、四條畷市、守口市、門真市、大東市及び東大阪市とともに東大阪ブロックに区分されている。

一方、京都府でも、「京都府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、京都府）を策定し、広域処理を推進するために、府域に7つの広域ブロック（丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽）を設定しており、京田辺市は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町及び宇治田原町とともに南部ブロックに区分されている。枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の北河内4市及び京田辺市では、これまで各市が主体的に、かつ連携を図りながらごみ減量・リサイクルやごみ処理を進め、循環型社会の形成に取り組んできた。このうち枚方市では、老朽化した穂谷川清掃工場第2プラントを更新し、平成20年12月に東部清掃工場（120 t/日×2炉）が竣工した。一方、京田辺市も甘南備園焼却施設（昭和61年稼働）等でごみ処理や資源化に取り組んできた。

ごみの焼却処理については、北河内地域では、組合設立当初から設置する四條畷市交野市の焼却施設をはじめ、これまでに整備されている各々焼却施設について、各施設の更新時期の違いや共同処理施設の立地選定が困難であることから、各々で整備、運営してきた。また、京田辺市についても、周辺自治体との連携を検討した経緯があったが、加入条件や時期を検討した結果、同市単独でごみ処理施設を整備、運営してきた。

北河内4市及び京田辺市内の処理施設の状況は、図 1-3.3に示すとおりである。

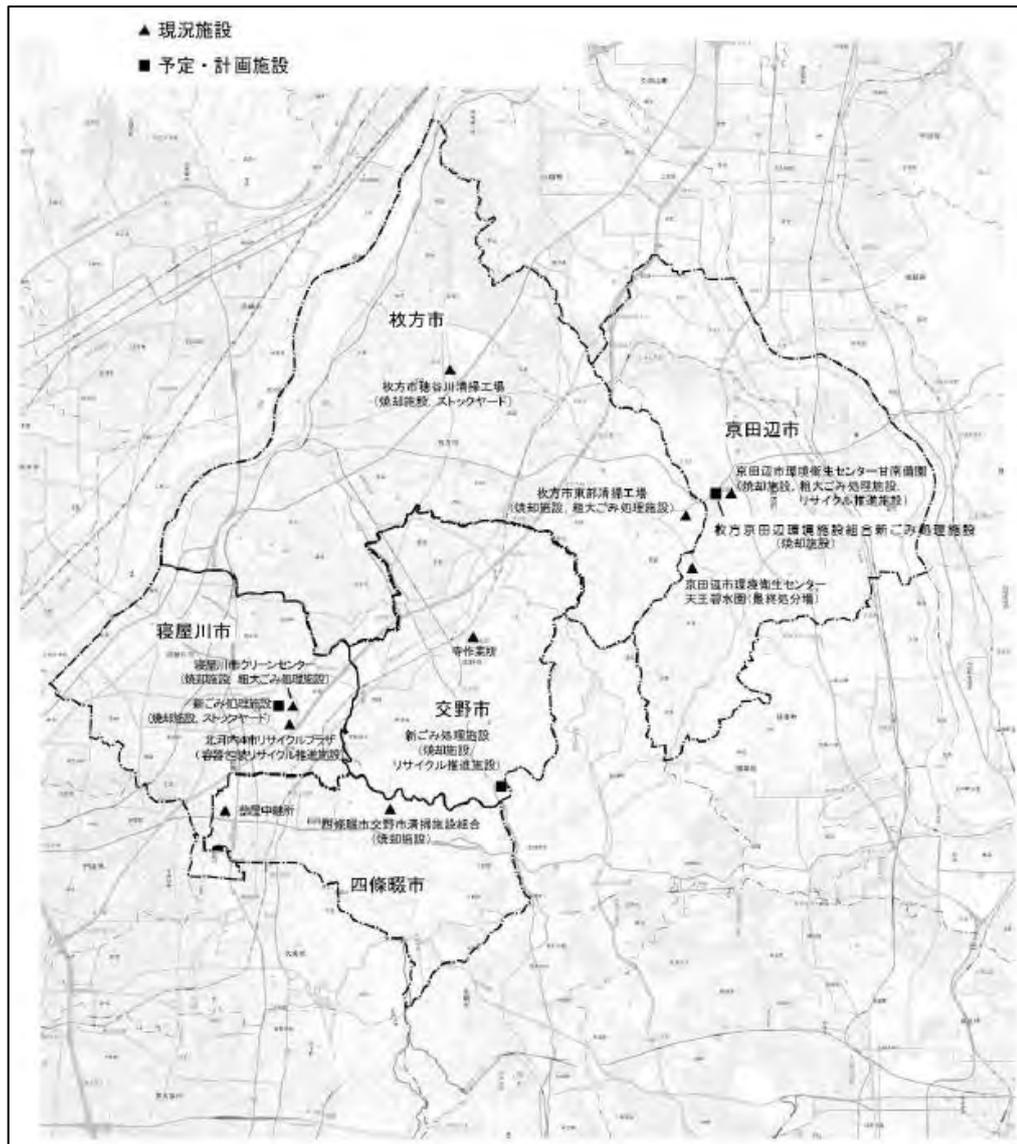


図 1-3.3 処理施設の状況図

2) 枚方市及び京田辺市のごみ処理の状況

国及び府によるごみ処理広域化の推進の中、枚方市においては、北河内7市（枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市、四條畷市及び大東市）で、広域的な共通課題に対し、国、府、市及び民間の適正な機能分担を図りつつ連携と協調の下、総合的な施策を推進するために、北河内地域広域行政推進協議会を結成し、「ごみの減量を基本としつつ長期的な課題としてごみ処理施設の共同設置を検討すること」を方針として取組みを進め、平成16年に枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市で共同してペットボトル及びプラスチック製の容器包装のリサイクル事業を行うため北河内4市リサイクル施設組合を設立し、平成19年12月に北河内4市リサイクルプラザ（通称「かざぐるま」）を完成させて、翌年2月から広域処理を行っている。ただし、可燃ごみの処理については、北河内各市の施設更新時期の相違が制約となり、枚方市は、平成20年に単独で東部清掃工場を建設し、穂谷川清掃工場との2施設での処理を行っている。

また、京田辺市の属する南部ブロックでは、京田辺市以外の市町において昭和37年から一部事務組合方式（城南衛生管理組合）による広域処理が行われており、隣接する相楽ブロック（木津川市、精華町、和束町、笠置町及び南山城村）においても、木津川市及び精華町で相楽郡西部塵埃処理組合が、和束町、笠置町及び南山城村で相楽東部広域連合がそれぞれ組織され、広域処理が行われており、京田辺市のみが単独処理を行っている状況であった。

京田辺市としても、ごみ処理の広域化について、平成10年に同じ南部ブロックの城南衛生管理組合への加入に向けた協議を開始したが、加入条件や時期などにおいて、折り合いがつかず、また、平成15年には、城南衛生管理組合から新しい施設整備への参加を打診されたが、施設更新時期の相違が制約となり、単独処理を継続することとなった。

3) ごみの広域処理の検討

枚方市、京田辺市ともに、ごみ処理の広域化に対しては、その重要性、必要性を認識しつつも、諸問題から単独処理を余儀なくされている中、平成21年度に、京田辺市の甘南備園焼却施設の煙突の大規模改修を契機に、両市間で災害時又は施設の故障時、事故及び改修などで処理能力が低下した場合に互いに協力支援していく「ごみ処理に係る相互支援協定」を締結し、広域支援体制が構築された。

平成25年に入り、枚方市では穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化問題が、京田辺市では甘南備園焼却施設の老朽化問題が顕著になり、それぞれにおいて新しい施設整備に向けた「ごみ処理施設整備基本構想」の策定が開始されるに至り、平成26年1月31日に京田辺市から枚方市に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議の申入れがなされ、可燃ごみの広域処理による環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性及び合理性等の観点から検討・協議を重ねた結果、平成26年12月19日に穂谷川清掃工場と甘南備園焼却施設の後継施設について、共同で建設し、可燃ごみの広域処理を図っていくことの合意に達した。

その後、可燃ごみ広域処理施設の建設の事業実施主体については、地方自治法に基づく一部事務組合を設立して行うこととされ、平成28年5月31日付けで総務大臣から許可を受け「枚方京田辺環境施設組合」が設立された。

4) 施設位置の検討経緯

施設位置の選定については、枚方市及び京田辺市のそれぞれが、「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月、枚方市)、「ごみ処理施設整備基本構想」(平成26年12月、京田辺市)において、ごみ処理施設の適地の検討が行われた。

枚方市では、枚方市内での候補地として、ごみ焼却場として都市計画決定を受けている穂谷川清掃工場と東部清掃工場の両地域を「都市計画標準(案)」(昭和35年、建設省)や「都市計画運用指針」(平成20年、国土交通省)に示された基準や条件等を検討した結果、東部清掃工場用地が適しているとしたが、広域処理する場合には、処理対象区域が枚方市域及び京田辺市域になることから、枚方市域外の京田辺市域にも適地を求めることが可能となり、適切な施設配置が実現できるような検討が必要であるとされた。

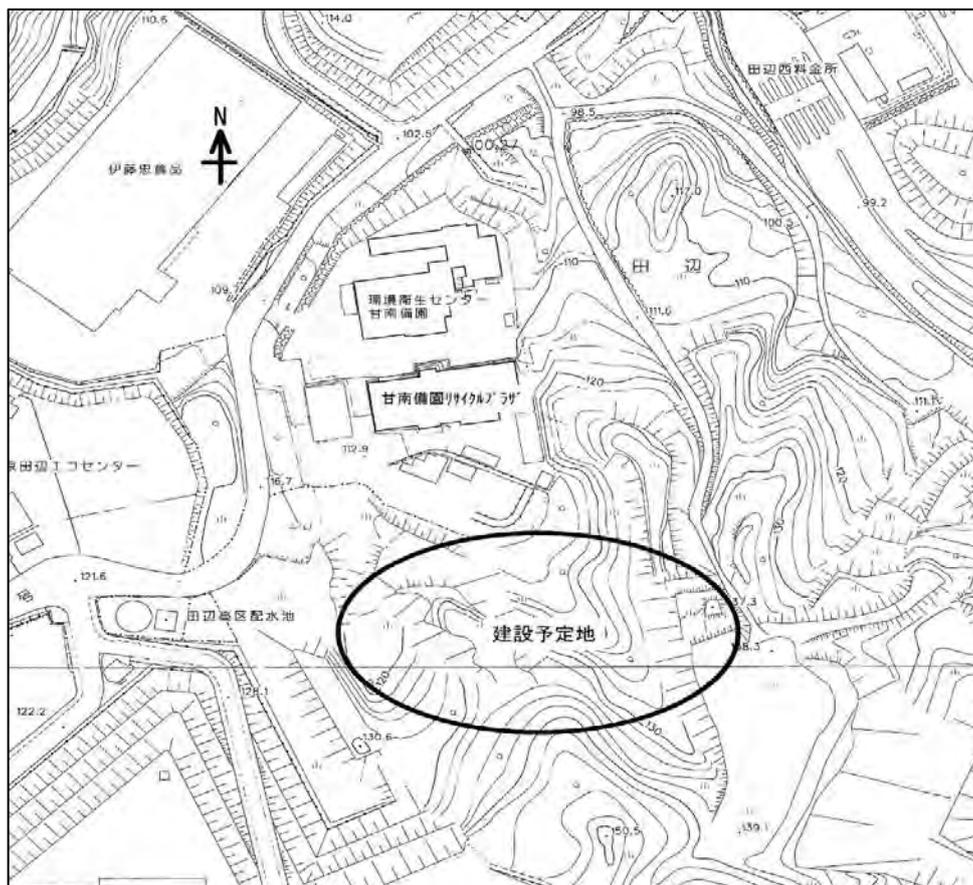
一方、京田辺市では、今まで、甘南備園で焼却施設が更新されてきた経緯があり、当該地は、現甘南備園焼却施設が建設された昭和58年当時、当該地を含む地域における学研都市構想が具体化していないという理由で「ごみ焼却場」としての都市計画決定は見送られたが、決定要件としてのごみ焼却場の位置、区域及び面積などについては、旧田辺町企画小委員会における協議、地元の合意形成、旧田辺町づくり審議会の答申など、十分な検討が行われている。

また、甘南備園の計画位置や規模は、都市計画標準(案)や都市計画運用指針に示された考え方についても、十分に配慮され、さらに現在の土地利用状況、用地面積の確保、搬入道路の状況、電気や水道などのインフラを活用するための社会基盤が整備されていることから、適地については、甘南備園(拡張を含む。)が最適とされた。

以上の経緯を踏まえ、将来の建て替えなどの長期計画を見通しながら両市の負担の公平性や住民の理解に配慮した適地選定を検討・協議した結果、今回については、甘南備園焼却施設の稼働時期が穂谷川清掃工場第3プラントの稼働より2年早いこと及びこれに伴い大規模改修や更新計画を先に進めていたことから、京田辺市での候補地での建設を先行させることが合理的と考えられた。

このことを前提として定めたごみ処理施設整備基本構想は、両市においてパブリックコメントの実施等により市民合意の下、策定されたことから、甘南備園の地域での建設を進めることとなった。

以上の経緯を踏まえた結果、可燃ごみ広域処理施設は現在稼働する甘南備園に隣接する図 1-3.4に示す位置を選定することとした。



出典：「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」（平成 28 年 3 月、枚方市・京田辺市）

図 1-3.4 建設予定地の位置図

5) 複数案策定の検討経緯

上記 4) において述べたとおり、計画地は既に決まっていることから、当該地を造成して、可燃ごみ広域処理施設の設置を行っていくこととなるが、当該敷地において確保できる平地面積と焼却施設等の建築面積、構内道路の配置、駐車場及び来場者等の安全な動線を考慮し、設定可能な複数案として、排ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響が考えられる煙突高さ（工作物の構造）の違いによる複数案及び地形改変量の影響が見込まれる造成地盤高さ（施設等の配置）の違いによる複数案を、それぞれ設定することとした。

(5) 事業の規模等

1) 整備に係る基本方針

可燃ごみ広域処理施設は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮し、以下の基本方針に基づいて整備することとする。

(1) 環境保全性

広域処理によるスケールメリットを最大限に生かして、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定する。

(2) 資源循環性

焼却に伴う熱を利用して、主に発電を行って、施設内で消費される電力を賄い、さらに余剰な電力については、電力会社に売却を行う。また、施設に必要な熱源として利用する。このように、施設を単なる焼却施設とするのではなく、ごみを原料としたエネルギーセンターとして位置付け、温室効果ガスの排出量等を削減して循環型社会や低炭素社会に寄与する施設とする。

(3) 安定稼働性

ごみ処理における最大の住民サービスは、日々発生するごみを支障なく適正に処理することにより、地域内の公衆衛生を保持することである。そのため、トラブルが少なく、維持管理が容易で長期の耐用性に優れた設備を導入する。また、ストックマネジメントの考え方を踏まえた施設の維持管理・予防保全の計画を策定し、長寿命化に留意した施設とする。

(4) 経済性

施設的设计・建設から運転・維持管理に至るまでライフサイクルコスト（LCC）の低減を意識した施設とする。

2) 事業の規模

想定する対象事業の規模等の概要は、表 1-3.1に示すとおりであり、処理方式はストーカ式焼却炉を予定している。また、施設規模（処理能力）は表 1-3.2に示す既存施設である穂谷川清掃工場及び甘南備園焼却施設における可燃ごみ量及び災害廃棄物に係る施設規模を踏まえて、168t/日を想定している。

表 1-3.1 規模等の概要

項目	内容
種類	ごみ処理施設
処理方式	ストーカ式焼却炉 ^{注1}
施設規模（処理能力）	168t/日 ^{注2}

注1. ストーカ式焼却炉は、ストーカ（火格子）の上に投入したごみを乾燥、燃焼、後燃焼工程に順次移送させながら燃焼させる方法である。

注2. 現時点の想定であり、ごみの発生量の減少を踏まえて変更する場合がある。

表 1-3.2 施設規模

項目	区分	施設規模	備考
可燃ごみ量（平常時）	穂谷川清掃工場 後継施設分	98t/日	①
	甘南備園焼却施設 後継施設分	58t/日	②
	計	156t/日	①+②
災害廃棄物（可燃ごみ）	穂谷川清掃工場 後継施設分	6t/日	③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	6t/日	④
	計	12t/日	③+④
施設規模	穂谷川清掃工場 後継施設分	104t/日	①+③
	甘南備園焼却施設 後継施設分	64t/日	②+④
	計	168t/日	①+②+③+④

3) 環境保全目標

可燃ごみ広域処理施設における環境保全目標は表 1-3.3のとおりである。

表 1-3.3 環境保全目標

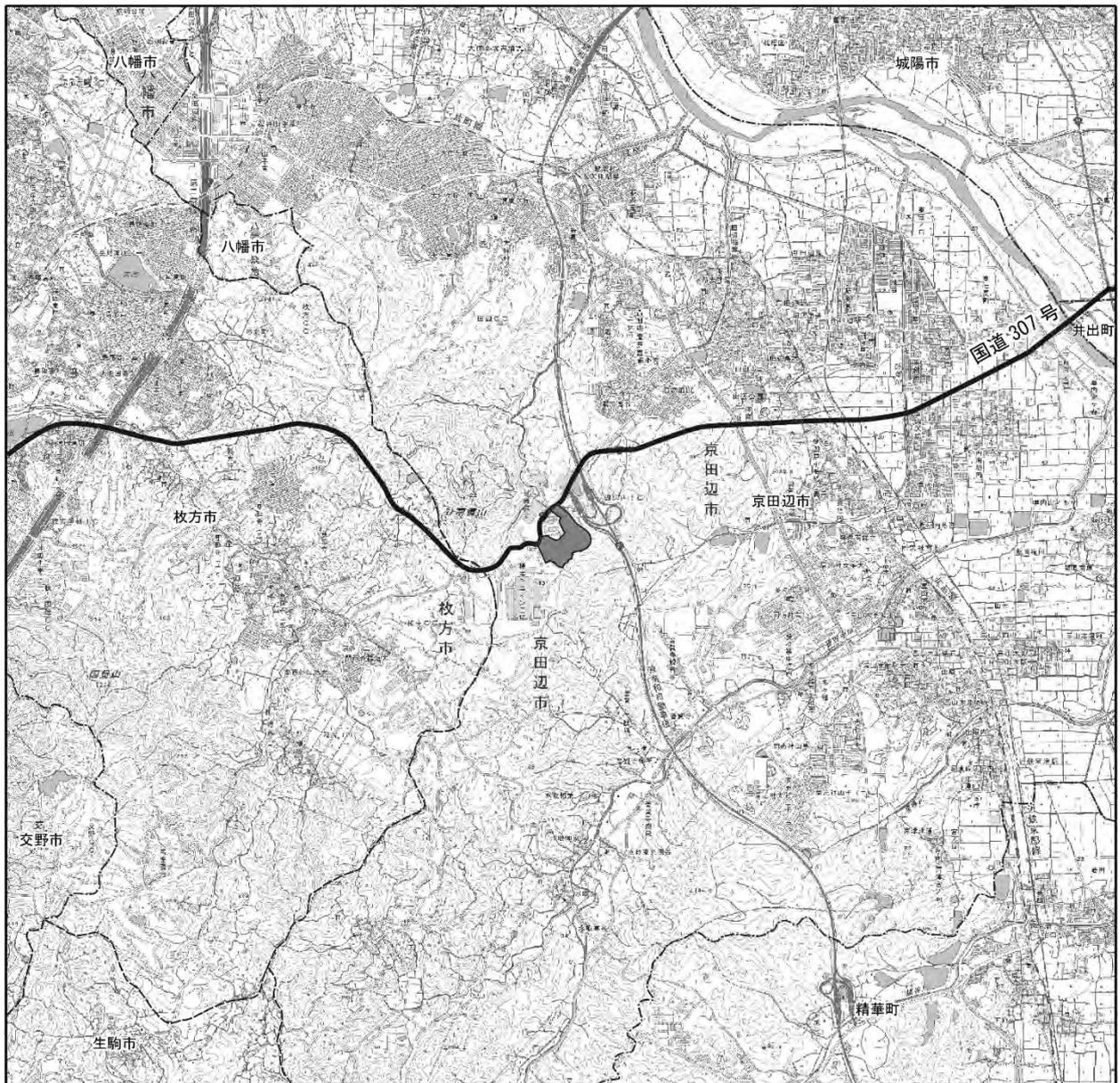
項目	計画目標		
大気	排ガスの計画目標値は、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。		
	項目	排出基準等	計画目標値
	ばいじん (g/m ³ N)	0.04以下	0.01以下
	塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 (700mg/m ³ N以下)	10以下
	硫黄酸化物 (SO _x) (ppm)	K値2.34 (数百ppm程度)	10以下
	窒素酸化物 (NO _x) (ppm)	250以下	20以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1以下	0.05以下
	水銀 (μg/m ³ N)	新設：30以下、 既設：50以下 ^注	検討中
水質	排水については、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、下水道放流を行う計画である。プラント排水については、排水処理設備において適切な処理を行い、循環利用を図ることを基本とし、余剰なものについてのみ下水道放流する方向で協議・調整を進めることとする。 京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）においては、排除下水量別に排除基準が定められているが、本計画の計画目標値としては、排除下水量の最も多い区分に適用される排除基準とする。		
悪臭	悪臭については、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成21年京田辺市告示第37号）による規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。		
騒音・振動	騒音及び振動については、法令の規制を受けないが、周辺の規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。		

注. 水銀に係る排出基準の施行日は、平成30年4月1日又は水銀に関する水俣条約が発効される日のいずれか遅い日である。

4) 関係車両の主要走行ルート計画

工事関係車両及び供用後における廃棄物等の運搬車両は、図 1-3.5に示すとおり京田辺市及び枚方市を結ぶ国道307号を走行する計画である。なお、両市周辺地域において、道路整備が計画されている。

また、施設の建設と合わせて、国道307号と施設を結ぶ接続道路を設置する計画である。



凡例

-  事業実施想定区域
-  関係車両の主要走行ルート（国道 307 号）

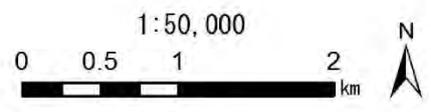


図 1-3.5 関係車両の主要走行ルート図

(6) 建設施工計画

可燃ごみ広域処理施設の建設では、造成工事に約1年間、プラント工事に約3年を要し、完成までに約4年間の期間を要する。

建設施工計画は表 1-3.4に示すとおりである。

表 1-3.4 建設施工計画

項目／期間	1年目	2年目	3年目	4年目
造成工事				
・土木造成				
プラント工事				
・設計				
・施設建設				

(7) 環境配慮の方針

本事業の実施に当たっては、以下に示す事項について、環境保全上の配慮を行うよう努める。

1) 生活環境

- ・ごみの焼却処理により発生する排ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を遵守する。
- ・施設の設計に当たっては、大気質、騒音、振動や日照障害、電波障害などの周辺生活環境への影響について、回避・低減に努める。
- ・工事の実施に当たっては、建設工事に伴う騒音、振動をできる限り防止するため、低騒音、低振動の施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音・低振動型の建設機械の採用に努める。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう、建設機械の稼働や工事用車両の走行の分散に努める。なお、粉じんの飛散防止対策として、散水や仮囲いを行う。
- ・施設の供用に伴う騒音、振動、悪臭については、規制基準を遵守するとともに、最新の技術を採用するなど低減に努める。

2) 自然環境

- ・施設の配置・構造等の検討に当たっては、地形改変の程度を極力限定することなどにより、動物、植物、生態系への影響の低減に努めるとともに、周辺環境や土地利用との調和を図り、景観の保全等に配慮する。
- ・施設の建屋は、周辺環境に配慮した外観とする。
- ・工事の実施に当たっては、降雨時における下流河川への濁水流出の低減に努める。

3) 資源循環・環境負荷

- ・プラント排水は、排水処理設備において適切な処理を行ったうえで場内で再利用し、水の循環利用を図る。
- ・「京都府循環型社会形成計画」（平成24年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- ・施設の設計に当たっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- ・工事の実施に伴う発生土は、事業計画地内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。
- ・焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用する。